税務訴訟資料 第262号-67 (順号11917)

神戸地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 青色申告承認取消処分取消等請求事件 国側当事者・兵庫税務署長 平成24年3月22日棄却・控訴

判

原告株式会社A

同代表者代表取締役 甲

被告

同訴訟代理人弁護士 高橋 敬
同 大搗 幸男

兵庫税務署長

松村 克徳

同指定代理人 松島 太

同 松帆 芳和

同 松本 淳

同 河南 賢一

同 有原 正代

 同
 西澤 竜夫

 同
 岩元 亙

同 小松原 賞博

同 原田 久

同 川田 芳嗣

主

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告が原告に対してした次の各処分をいずれも取り消す。

- 1 原告の平成9年10月1日から平成10年9月30日までの事業年度分以後の法人税について、平成13年11月12日付けでした青色申告承認取消処分
- 2 原告の平成9年10月1日から平成10年9月30日までの事業年度分の法人税について、平成13年11月13日付けでした更正処分のうち、所得金額2247万6206円、納付すべき 法人税額353万3800円を超える部分及び加算税の賦課決定処分
- 3 原告の平成10年10月1日から平成11年9月30日までの事業年度分の法人税について、

平成13年11月13日付けでした更正処分のうち、所得金額2548万2701円、納付すべき法人税額394万4500円を超える部分及び加算税の賦課決定処分

- 4 原告の平成11年10月1日から平成12年9月30日までの事業年度分の法人税について、 平成13年11月13日付けでした更正処分のうち、所得金額4513万8665円、納付すべき法人税額1025万1600円を超える部分及び加算税の賦課決定処分
- 5 原告の平成9年10月1日から平成10年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税について、平成13年11月13日付けでした更正処分のうち納付すべき税額331万5500円を超える部分及び加算税の賦課決定処分
- 6 原告の平成10年10月1日から平成11年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税について、平成13年11月13日付けでした更正処分のうち納付すべき税額177万05 00円を超える部分及び加算税の賦課決定処分
- 7 原告の平成11年10月1日から平成12年9月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税について、平成13年11月13日付けでした更正処分のうち納付すべき税額261万46 00円を超える部分及び加算税の賦課決定処分

第2 事案の概要

- 1 争いのない事実
 - (1) 原告は、葬儀業等の業務を行う株式会社であり、青色申告の承認を受けて法人税の申告をしていた者である。
 - (2) 原告は、被告に対し、平成9年10月1日から平成10年9月30日までの事業年度(以下「平成10年9月期」という。)、平成10年10月1日から平成11年9月30日までの事業年度(以下「平成11年9月期」という。)及び平成11年10月1日から平成12年9月30日までの事業年度(以下、「平成12年9月期」といい、平成10年9月期及び平成11年9月期と併せて「本件各事業年度」という。)の法人税の確定申告書を、別表1の「確定申告」欄のとおり記載し、また、平成9年10月1日から平成10年9月30日までの課税期間(以下「平成10年9月課税期間」という。)、平成10年10月1日から平成11年9月30日までの課税期間(以下「平成11年9月課税期間」という。)及び平成11年10月1日から平成12年9月30日までの課税期間(以下、「平成12年9月課税期間」といい、平成10年9月課税期間及び平成11年9月課税期間と併せて「本件各課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の確定申告書を、別表2-1~2-3の「確定申告」欄のとおり記載して、それぞれ法定申告期限までに申告した。
 - (3) 被告は、原告に対し、平成13年11月12日付けで、平成10年9月期以後の法人税の 青色申告承認取消処分(以下「本件青色申告承認取消処分」という。)を行うとともに、平成 13年11月13日付けで、別表1及び同2-1~2-3の「更正処分等」欄のとおり、法人 税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、消費税等の更正処分及び過少申告加算税の 賦課決定処分(以下、それぞれ「本件法人税の更正処分」、「本件法人税についての賦課決定処 分」、「本件消費税等の更正処分」、「本件消費税等についての賦課決定処分」といい、これらを 併せて「本件更正処分等」という。)を行った。
 - (4) 原告は、本件青色申告承認取消処分及び本件更正処分等を不服として、同月20日付けで、 大阪国税局長に対し、異議を申し立てたが、同局長は、平成14年2月19日付けで、上記申 立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした。そこで、原告は、同年3月8日付けで、国税不

服審判所長に対し、上記異議決定に対する審査請求を行ったが、3か月を経過しても裁決がされなかったことから、同年6月14日、本件訴えを提起した。

2 本件は、原告が、本件青色申告承認取消処分は取消事由がないにもかかわらずされた違法な処分である、本件法人税の更正処分及び本件法人税についての賦課決定処分は違法な推計により本件各事業年度の所得金額を過大に認定してされた違法な処分である、本件消費税等の更正処分及び本件消費税等についての賦課決定処分は本件各課税期間の消費税の仕入税額控除を認めずにされた違法な処分である旨主張して、被告に対し、本件青色申告承認取消処分の取消し及び本件更正処分等(本件法人税の更正処分及び本件消費税等の更正処分については申告額を超える部分)の取消しを求める事案である。

第3 争点及びこれに関する当事者の主張

1 本件青色申告承認取消処分における取消事由の存否(争点1)

【被告の主張】

- (1) 法人税法126条1項は、青色申告の承認を受けた法人に対し、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録すべきことはもとより、これらが行われていたとしても、さらに、税務職員が必要と判断したときにその帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に、帳簿書類を保存しなければならないこととしているというべきであり、法人が税務職員の同法153条の規定に基づく検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合は、同法126条1項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当するというべきである(最高裁平成17年3月10日第一小法廷判決・民集59巻2号379頁。以下「最高裁平成17年判決」という。)。
- (2) 原告に対して平成13年9月11日以降行われた国税調査(以下「本件調査」という。)の 経緯は、要旨以下のとおりである(以下、特に断りのない限り、日付は平成13年である。)。 ア 9月11日の調査

(ア) 本社における調査

午前9時頃、大阪国税局課税第二部資料調査第1課(以下「資料調査第1課」という。)の乙主査(以下「乙」という。)、丙実査官(以下「丙」という。)、丁実査官、戊実査官及びB実査官は、原告の本社事務所(以下「本社」という。)に赴き、原告代表者である甲会長(以下「甲会長」という。)の出社後、主に乙が甲会長に対し調査に協力するよう再三説得をしたが、甲会長が①事前通知がないことを理由に調査に応じなかったこと、②調査担当者から守秘義務の観点から認められないとの説明を受けたにもかかわらず、テープレコーダーによる調査の録音をやめなかったことから、実際の調査は実施できず、結局、翌日に再臨場することとなり、午後3時10分頃、終了した。

(イ) F支店における調査

午前9時頃、大阪国税局課税第二部資料調査第2課(以下、資料調査第1課と併せて「資料調査課」といい、資料調査課の職員を「職員ら」という。)のC主査、D実査官及びE実査官は、神戸市兵庫区内にある原告のF支店(F支店。以下「F支店」という。)に赴いたが、甲会長又は原告代表者であるG社長(以下「G社長」という。)とも連絡が取れず、葬儀の準備が始まる時間も近づいたため、実際に調査を実施することなく、午前9時45分頃、終了した。

(ウ) 甲会長宅における調査

午前9時頃、資料調査第1課のH主査及びI実査官(以下「I」という。)は、神戸市 須磨区内の甲会長宅に赴き、調査に応じるよう甲会長を再三説得したが、甲会長が事前通 知がないことを理由に応じなかったことから、実際の調査は実施できず、甲会長が本社へ 出社するのを機に説得を断念し、終了した。

(エ) G社長宅における調査

午前9時頃、神戸市須磨区内のG社長宅に赴いた資料調査第1課のJ情報技術専門官及びK実査官は、G社長が不在であったことなどから、その妻Lの立会いにより、G社長個人の不動産所得について、預金通帳の提示を受けるなどして調査を行ったが、特に進展なく、午前9時30分頃、終了した。

(オ) M信用金庫兵庫支店に対する反面調査

午前9時30分頃、資料調査第1課のNを始めとする職員ら3名は、原告の取引金融機関であるM信用金庫兵庫支店に赴き、原告の銀行取引状況に関する反面調査を行った。

イ 9月12日以降の調査

(ア) 9月12日

午後2時頃、乙、丙及びIは、本社に赴き、乙とIが再三甲会長の説得に当たったが、甲会長が①前日同様、テープレコーダーによる調査の録音をやめなかったこと、さらに、②第三者を同席させたことから、守秘義務の観点上、実際の調査は実施できず、結局、次回9月14日に再臨場することとなり、午後3時30分頃、終了した。

(イ) 9月14日

午前10時頃、乙及びIは、本社へ赴いたが、今回も、再三の説得にもかかわらず、甲会長がテープレコーダーによる調査の録音をやめなかったため、実際の調査は実施できず、次回臨場日を電話で決めることとして、終了した。なお、同日、乙は、甲会長から質問状を渡され、文書により回答するよう求められた。

(ウ) 9月27日

午後2時頃、乙は、次回調査日を取り決めるために、甲会長へ電話し、翌28日に、甲会長が帳簿の所在場所と述べた原告のO支店(以下「O支店」という。)に臨場することを決定した。

(エ) 9月28日

午前11時頃、乙及びIは、O支店に赴いたが、やはり、甲会長はテープレコーダーにより調査を録音しようとした。その後、乙の説得により甲会長はテープレコーダーによる録音を中止したものの、乙が口頭で(イ)の質問状に対する回答をしようとすると、再度、テープレコーダーによる録音を開始した。これに対し、乙は録音をやめるよう説得したが、午後0時を過ぎ、これ以上の進展が見込めないことから、実際の調査の実施を断念し、次回10月5日に再度O支店に臨場することとして終了した。

(才) 10月5日

午後1時頃、乙及びIは、O支店に赴いたが、再三の説得にもかかわらず、同日も、甲 会長はテープレコーダーによる調査の録音をやめようとしなかったため、実際の調査は実 施できず、次回10月12日に再度臨場することとし、終了した。

(カ) 10月12日

午後1時頃、乙及びIは、O支店に赴いたが、やはり、甲会長はテープレコーダーによる調査の録音をやめなかったため、実際の調査は実施できず、終了した。なお、同日、乙は、甲会長から質問状を渡され、文書で回答するよう言われた。

(キ) 10月29日

午後1時20分頃、乙は、甲会長に対し、現時点における原告に対する調査結果を面会して説明したい旨連絡するため、本社へ電話をしたが、甲会長は、再三の説得にかかわらず、面会のみならず電話による説明すら拒否し、一方的に電話を切ってしまった。

(ク) 10月30日

職員らは、9月11日から10月12日までの間に原告を6回にわたり訪問し、調査への協力及び帳簿書類の提示を求めたが、甲会長がこれに応じようとしなかった上、前日の電話においても、甲会長は乙の話を聞き入れる様子が全く窺えなかったことから、11月6日までに帳簿書類を提示するよう原告に対し協力を要請する「帳簿書類の提示について」と題する文書を資料調査第1課長名で原告宛て送付した。

(ケ) 11月6日

原告から回答書と題された文書が送付され、同文書中に調査への協力について協議を行う所存であるとの記載があったことから、資料調査課では、原告に対し再度連絡を取ることとした。このため、乙は、同日のうちに本社へ電話したが、甲会長が不在であったため、G社長に対し、翌日の午前中までに乙まで電話連絡するよう甲会長への伝言を依頼した。

(コ) 11月7日

前日、G社長に対して甲会長への伝言を依頼したが、甲会長からの電話がなかったことから、午後2時55分頃、乙は、本社へ電話したが、甲会長が不在であったため、再度、G社長に対し甲会長への伝言を依頼した。

(サ) 11月9日

前日、甲会長からの電話連絡を待っていたが、連絡がなかったことから、午前10時30分頃、乙及び丙は、本社に赴いた。乙は、本社に甲会長が在社していたものの、テープレコーダーを手に取り録音を開始したこと、丙の入室を拒否したことなどから、これ以上、調査を継続することは困難であると判断し、調査協力に関する協議を行う気になれば、午後5時までに乙まで連絡をするよう甲会長に申し出た上で、退出した。しかしながら、午後5時までに甲会長から何の連絡もなかった。

- (3) 質問検査権を行使する際の質問検査の範囲、程度、時期及び場所等、法令上特段の定めのない実施の細目については、質問検査の必要性と相手方の私的利益との衡量において、社会通念上相当な限度にとどまる限り、これを権限ある収税官吏の合理的な選択に委ねるものとされており、この場合の調査の実施の日時場所の事前通知、調査の理由及び必要性の個別的、具体的な告知などは、質問検査を行う上で法律上の一律の要件とされているものではないところ、本件調査においては、前記(2)のとおり、原告の代表取締役である甲会長が、調査協力の要請に正当な理由なく応じなかったため、具体的な質問・検査を行うことができず、職員らは、当然の職務行為として、当該要請や説得に終始したものであり、本件調査における職員らの行為は、いずれも社会通念上相当な範囲内で行われたものであり、適法である。
- (4) 原告は、前記(2)のとおり、職員らが、9月11日から11月9日までの間に、少なくとも 11回にわたり、本社等に臨場・電話するなどして、再三調査への協力を求めるとともに、帳

簿書類の提示を求めたにもかかわらず、本件調査に一切協力せず、帳簿書類を提示しなかった ものである。

したがって、仮に、本件調査が行われた時点において、原告が所定の帳簿書類を保管していたとしても、法人税法153条に基づく税務職員による帳簿書類の検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかったものといえ、同法126条1項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当する。

よって、本件青色申告承認取消処分は適法である。

【原告の主張】

(1) 本件調査は、以下の点で任意調査として社会通念上相当の範囲を超えるものであり、違法である。これが国賠法上の違法に直ちに結び付くか否かはともかく、帳簿書類等の「保存」「備付」があるか否かという規範的解釈においては、「保存」「備付」がないことについての評価障害事実としての「違法」に該当すると解されなければならない。

ア 9月11日の調査の違法性

(ア) 事前通知なしの違法性

「税務調査の際の事前通知」等の通達等では、任意調査に当たっては事前通知を原則と しているにもかかわらず、本件調査においてこれがされなかった。

(イ) 反面調査の違法性

「税務運営方針」や「金融機関の預貯金等の調査について」等の各通達により、反面調査は客観的に見てやむを得ないと認められる場合に限って行うこと、金融機関に対する反面調査は、必要な帳簿書類がないか若しくは不備な場合又は帳簿書類がある場合においても真実性を疑うに足りる相当の事由があり、かつ、その銀行取引を調査しなければ取引の事情が明らかとならない場合に限って行うこととされているにもかかわらず、本件調査においてはいきなり原告の取引先金融機関であるM信用金庫兵庫支店に対し反面調査が行われた。

(ウ) 同時複数箇所臨場の違法性

任意調査としての業態把握、帳簿書類の記帳・記録保存状況の把握、現金管理等の経理面の現状把握は本社のみへの臨場で十分であり、葬儀会場であるF支店や関連会社である Pにまで臨場する必要はなく、ましてや事業の実態とは何ら関係のない個人住居である甲会長宅やG社長宅にまで同時に臨場する必要性は全くなかったにもかかわらず、5か所への一斉調査が行われた。

イ 9月11日の調査の「インパクト」を除去しなかった違法

9月11日の調査は原告に「インパクト」を与えるものであったところ、課税庁には、納税者の不信感を払拭、軽減するための対処を講じる義務があるにもかかわらず、その後の調査において、職員らは、原告へのインパクトを緩和し、関係を改善させ、調査を円滑に進めるなどの努力を怠った。

ウ 録音を拒んだことの違法

録音は、守秘義務違反にならないし、任意調査であることを担保するために必要なものであり、9月11日の調査の状況に鑑みれば、発言の有無についての争いがないように証拠を 残す必要があり、その後の調査におけるテープ録音は当然に許されるべきであったにもかかわらず、職員らは、守秘義務を理由にこれを拒絶した。 エ 第三者の立会い拒否の違法

本件調査において、甲会長が帳簿を作成した第三者の立会いを求め、守秘義務違反になるような事柄もなく、信頼関係の回復の点からも、立会いを認めるべきであり、また、行政上の秘密も取引先の秘密も拒否の理由にはなり得ないにもかかわらず、職員らは、守秘義務を理由にこれを拒絶した。

オ 弁護士の関与を無視・拒絶した違法

原告は、弁護士に委任して税務調査への協力方を申し出ていたにもかかわらず、職員らは、 これを拒み、かつ弁護士らの代理権、弁護士代理による交渉権(あるいは原告における、弁 護士代理による当局との交渉の実現に対する正当な信頼)を無視・侵害した。

(2) 最高裁平成17年判決は、税務調査において適法に帳簿書類の提示を求められ、これに応じ難いとする理由も格別なかったにもかかわらず、帳簿書類の提示を拒み続けた場合は、法人税法153条に基づく税務職員による帳簿書類の検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存することをしていなかったというべき旨判示しているところ、調査対象者において、課税庁からの帳簿提示要請に「応じ難いとする理由」が存在した場合は、たとえ帳簿提示要請に結果として応じなくても、この事実をもって青色申告承認取消事由には該当しないということとなる。

本件において、職員らは、9月11日における行き過ぎた調査によって正常な調査を行い得ない状況を自ら作り出しているにもかかわらず、これを回復する何らの努力も誠意ある対応もしていないのであるから、上記「応じ難いとする理由」が存在していたものである。

(3) 大量の帳簿書類がある場合、具体的にいかなる種類の帳簿をどこまで提示しなければならないのかが示されなければ、適時の提示はおよそ困難である。また、記帳担当者の同席が排除された状態では、どのような帳簿が必要であるかの意思疎通もままならない。このような状況の下では、帳簿提示に向けて努力している原告の態度をも、納税者たる原告の帳簿提示と捉えなければならず、また、面前の提示まで至らなくとも、「適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存」していたと解さなければならない。

本件において、甲会長は元帳2冊をテーブルの上に置いて職員らと応対するなどしていたのであり、このような納税者たる原告側の努力も併せ考えれば、現に提示がされていたといえる。

- 2 本件法人税の更正処分及び本件法人税についての賦課決定処分の基礎となる推計課税の必要性・合理性の有無(争点2)
 - (1) 推計の必要性について

【被告の主張】

職員らは、前記1【被告の主張】(2)のとおり、9月11日から11月9日までの間、原告に対して、再三にわたり、申告の基となった帳簿書類等の提示を求め、調査に協力するよう要請したにもかかわらず、原告は、何ら理由なく、調査に協力せず、帳簿書類等を提示しなかったことから、やむを得ず推計の方法により算定した所得金額により、本件法人税の更正処分を行ったものである。

【原告の主張】

争う。前記1【原告の主張】のとおり、本件調査は違法であり、原告には調査に「応じ難いとする理由」が存在していた上、現に帳簿等の提示をしていたといえることからすれば、推計の必要性があったとはいえない。

(2) 推計の合理性について

【被告の主張】

被告は、原告の本件各事業年度の所得金額を算定するに当たり、同業者の平均算出営業利益率を適用して、推計計算を行ったものであるが、上記計算は、以下に述べるとおり合理性を有する。

- ア 大阪国税局長は、被告を含む兵庫県下の各税務署長に対し、法人税の確定申告書を提出している者のうち、本件各事業年度の全てにつき、次の(ア)ないし(キ)のいずれの条件をも満たす全ての法人を抽出するよう指示した。
 - (ア) 葬儀業を営んでいること
 - (イ) 事業年度の中途において、開廃業又は休業をしていないこと
 - (ウ) 法人税の確定申告書について、法人税法121条の承認を受けて青色申告書を提出していること
 - (エ) 本店所在地及び事業所が兵庫県内にあること
 - (オ) 上記(ア)以外の業種目を兼業していないこと
 - (カ) 売上金額(損益計算書の「売上高」に記載されている売上金額、及び「雑収入」の金額のうち葬儀業の業務に関連して発生する収入金額との合計額から、売上値引等の金額を控除した金額)が、3億4600万円以上、17億9900万円未満であること(これは、被告が把握し得た原告の本件各事業年度の売上金額が別表4の「⑤売上金額」欄のとおりであったことから、その上限を平成12年9月期の8億9992万7004円の約2倍とし、下限を平成11年9月期の6億9191万9849円の約2分の1としたものである。)
 - (キ) 作成対象事業年度の法人税又は各事業年度に相当する各課税期間の消費税について、 不服申立て又は訴訟が係属中でないこと
- イ 上記指示によって抽出された同業者の総数は7社であり、本件各事業年度における売上金額、原価及び経費の額並びに算出営業利益及び算出営業利益率は、別表 $5-1\sim5-3$ のとおりである。
- ウ 上記アの抽出基準は、原告の事業内容に基づいて設定したものであり、当該基準により抽 出された各同業者は、原告と業種・業態において同一性、事業所の所在地及び事業規模等の 点において近似性を有し、しかも、その申告の正確性について裏付けを有する青色申告法人 であるから、その金額の算出の根拠となった資料は全て正確なものである。

また、上記同業者の抽出は、大阪国税局長の指示に基づき、被告を含む兵庫県下の各税務署長が無作為かつ機械的に上記抽出条件に該当する全ての法人を抽出したものであるから、いずれもその抽出に当たって恣意の介入する余地はない。

したがって、上記方法によって抽出された7社の同業者の算出営業利益率については、正確性と普遍性が担保されており、被告が本件各事業年度分の上記算出営業利益率の平均値を用いて原告の本件各事業年度の所得金額を推計したことは合理性がある。

【原告の主張】

大阪国税局長の設定した同業者の抽出基準は、業態や兼業の有無の判断が抽出担当者の主観によるものであって、客観性がない。抽出された同業者の申告内容も、必ずしも信用できるものではない。その上、被告は、実際の収入と経費で同業者の所得率を算出するのではなく、恣

意的に、経費のうちから役員報酬、減価償却費、地代家賃等を除外して算出している。したがって、被告が用いた同業者の算出営業利益率なるものは、推計課税の根拠となるものではない。また、本件では抽出過程の再現ができておらず、抽出作業の正確性を検証する手続的保障さえない状況であり、抽出の正確性・相当性が証明されたということはできない。

3 本件消費税等の更正処分における仕入税額控除否認の適否(争点3)

【被告の主張】

事業者が、消費税法30条7項に規定する帳簿又は請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、同法62条に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、同法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合」に当たる(最高裁平成16年12月16日第一小法廷判決・民集58巻9号2458頁。以下「最高裁平成16年判決」という。)。

ところが、原告は、本件調査において、職員らから、再三、調査への協力・帳簿書類の提示を 求められ、提示がなければ消費税の仕入税額控除が認められないこと等を説明されたにもかかわ らず、これに応じず、帳簿書類の提示をしなかったものであるから、同項の「課税仕入れ等の税 額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合」に該当し、課税仕入れに係る消費税の控除 は認められない。

【原告の主張】

最高裁平成16年判決の解釈は、憲法に適合しないし、消費税法の基本的仕組みに反する解釈であり、不当である。すなわち、第1に、憲法30条、84条に定める租税法律主義に反し、第2に、消費税の基本的仕組みである付加価値税という本質に反し、第3に、消費税法30条7項の条文解釈の点からも不当であり、第4に、同法は帳簿不提出に対する制裁を罰則規定に止めていることに照らしても違法である。そして、最高裁平成16年判決の事案と本件事案とは事案を異にする。したがって、最高裁の結論を本件に当てはめることはできない。

上記の点を措くとしても、仕入税額控除否認における帳簿提示拒否の事実認定は、青色申告承認取消しに当たる場合よりも更に厳しく考えられるべきであり、否認事由の存在が肯定されるのは、税務当局の行う調査の全過程を通じて税務当局側が帳簿の保存を確認するために社会通念上当然に要求される以上の努力を行ったにもかかわらず、その確認を行うことが一方的に納税者側の理由でできなかった場合と考えるのが相当である。

職員らは、本件調査の開始から終了まで原告との信頼関係の回復を図る措置をとることなく、ただただ調査回数を重ねただけで、調査理由の開示や第三者の立会いを認める必要性が高かったにもかかわらず、これを拒否し、原告によるテープ録音は当然に許されるべきであったにもかかわらず、守秘義務に名を借りてこれを排除し、税務調査手続における弁護士代理権を無視したものである上、原告に対し具体的かつ真摯に帳簿の提示を求めたこともなかったのであり、原告の帳簿を確認すべき努力義務を尽くしたとはいえないから、仕入税額控除の否認事由である「保存」なしと判断することは許されない。

4 実額反証の成否(争点4)

【原告の主張】

実額反証の範囲として、いわゆる実額反証の三要件(総収入、必要経費、収入と費用の関連性) を納税者側において主張立証すべきであるという点については、特に争うものではないが、反証 の程度としては、民事訴訟における通常の証明、すなわち「真実の高度の蓋然性」で足りると解 すべきである。

原告の主張する総収入及び必要経費は別表 $6-1\sim6-3$ のとおりであるが、本件では複式簿記の方式によって作成された会計帳簿が完備しており、裏付け原始資料の有無にかかわらず同帳簿記載の信頼性は高いこと、裏付け原始資料のない元帳記載の取引の割合は、取引数ベース、金額ベースともに相当程度低いこと、原始資料の裏付けがない記載についても、当該勘定科目の内容(裏付け原始資料がなくても不自然ではない。)及び原告における記帳体制からすると当該記載の信用性が高いことからすれば、実額反証が認められるべきである。

【被告の主張】

納税者が課税庁による推計課税を否定するためには、(1) その主張する収入金額が全ての取引先からの全ての取引についての捕捉漏れのない総収入金額であること、(2) その収入に対応する必要経費が実際に支出されたこと、(3) 必要経費が当該事業と関連性を有することという実額反証の三要件を三位一体として考え、納税者がその全てを「合理的な疑いを容れない程度」に主張立証することを要するものと解すべきである。

そして、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の 損金の額を控除した金額とされ(法人税法22条1項)、益金の額については同条2項、損金の 額については同条3項に規定されていることからすると、所得金額を実額で把握するためには、 これら益金の額及び損金の額が、全ての取引を具体的に記録した会計帳簿によって算出されるこ とが必要であり、また、その帳簿の真実性、正確性については、原始資料等によって当該帳簿の 記載内容が照合され、当該原始資料に係る取引が実際に行われたか否かを確認されることが不可 欠である。

ところが、原告の実額反証は、① 必要経費を主張立証するのみで、総収入金額及びこれとの 対応関係につき具体的な主張立証をしておらず、実額反証の体をなしておらず、② 帳簿書類に 原始資料の裏付けのない取引が多数記帳されており、帳簿書類の真実性及び正確性が認められず、 帳簿書類の信用性についての主張も理由がないことから、実額反証の三要件について合理的な疑 いを容れない程度に立証されているとは認められない。

第4 当裁判所の判断

- 1 前記争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認められる。
 - (1) 本件調査の開始(乙77、証人乙、同I、同Q)

資料調査第1課長であったQ(以下「Q」という。)は、原告に対する前回調査から約7年が経過しており、売上げが順調に伸びているにもかかわらず申告所得が低調で過少申告も疑われたところ、原告には本社のほか支店が数店舗あって所轄税務署では十分な調査ができず、実態を把握するには相当の時間を要することから、資料調査課において原告の調査を行うことにした。その際、Qは、原告が葬儀業を営んでおり、その業態の特殊性として顧客との取引に継続性がなく、顧客との代金決済は現金で行われることが一般的であることなどから、ありのままの事業の実態、帳簿書類の記帳・記録の保存状況及び現金管理等の経理面の現状を確認する必要があると考え、事前通知なしで調査を実施するよう指示した。また、Qは、本件調査はあくまで任意調査であるため、無理をせずに原告から明確に調査の協力を取り付けてから調査を実施するよう職員らに注意を与えていた。

(2) 9月11日の調査(甲31~36、40、41、44、48、49、76、78、81、

 $84 \sim 87$, 110, $\angle 49$, 51, 64, 68)

ア 午前9時頃、乙及び丙を始めとする職員ら5名は、本社に赴き、玄関において、乙及び丙 ほか1名がG社長に対し国税局職員であることを名乗り、質問検査に来た旨告げた。G社長 は、甲会長に電話して指示を仰ごうとしたが、当時、甲会長の自宅にも職員らが質問検査に 訪れていたため電話に出られず、指示を受けることができなかった。乙及び丙は、G社長に 対し、帳簿の存否や原告の業務内容について確認するなどしたが、G社長及び原告従業員の Xから、業務の邪魔になるので玄関から退出するよう求められ、説得を続けたものの、応じ てもらえなかったため、いったん退出して甲会長が来るのを待つことにした。

なお、職員らは、同じ頃、F支店、甲会長宅、G社長宅にも調査に赴いたが、F支店及び甲会長宅における調査は実施できず、G社長宅における調査も特に進展のないまま終了となった(甲37、38の1、39、42、43、47、77、79、80、88、89、114、250、52、57、58、60、65~67、70、71)。また、職員らは、午前9時30分頃、原告の取引金融機関であるM信用金庫兵庫支店に赴き、反面調査を行った(甲108、109、259、69)。

- イ 午前10時頃、甲会長は、車で本社に到着し、本社北側にある駐車場で下車して北側入口から入ろうとした。そこで、乙及び丙は、身分証明書を提示した上、調査への協力を要請したが、甲会長は、事前通知なく自宅を含む数か所に調査をかけられたことに立腹しており、乙及び丙を怒鳴りつけるなどした上、倉庫を通って本社内に入った。その後、乙及び丙は、本社南側入口(玄関)に回り、中にいた甲会長に対し、再度、税務調査への協力を要請したが、甲会長は、興奮して全く応じようとしなかった。これに対し、丙が、調査を拒否すると青色申告承認が取り消されたり消費税の仕入税額控除が認められなくなるなどの危険がある旨述べたことから、甲会長との間で激しい口論になり、結局、乙のみが本社内に入ることを許され、丙は、本社の敷地外で待機することになった。乙は、質問検査に応じるよう説得を続けたが、議論は平行線を辿り、そのうちに商談に訪れた者がいたため、午前11時頃、いったん退出し、昼食後に改めて出直すことにした。
- ウ 午後2時頃、乙及び丙は、再度、本社内に入ろうとしたが、丙は、甲会長から入室を拒否されたため、外で待機することになり、代わりに甲会長宅の調査から合流したIが、乙とともに入室した。ところが、甲会長は、テーブルの上にテープレコーダーを置いて会話の録音を始め、乙から、公務員の守秘義務の観点から録音をやめてほしい旨要請されたにもかかわらず、これに応じなかった。乙は、甲会長の協力が得られないことから、その場は辞去することとしたが、翌12日午後2時に再訪する旨告げて、その了承を得た。その際、乙は、甲会長が帳簿書類はR商工会(以下「R商工会」という。)に預けてある旨説明したことから、その取寄せを依頼し、午後3時10分頃、Iともに本社を退出した。
- (3) 9月12日以降の調査等(甲48、49、122、124、乙75~77、証人乙、同I、同Q、原告代表者)

ア 9月12日の調査

午後2時頃、乙は、丙とともに本社に赴いたが、丙の入室は拒否されたため、午後2時10分頃、代わりにIを伴って改めて本社を訪れた。乙及びIは、応接席に通されたが、テーブル上には前日と同様にテープレコーダーが置いてあり、録音状態となっていた上、R商工会の事務員が2名同席していた。乙は、会話を録音されていたり第三者が同席している状態

では守秘義務に抵触するおそれがあるとして、録音の中止及び上記事務員の退席を求めたが、 甲会長はこれに応じなかった。また、甲会長は、前日の調査で納得できない点について回答 を得た上でなければ調査には応じられない旨述べ、乙から質問検査権に基づく任意調査の範 囲内であった旨の説明を受けても納得せず、調査に行き過ぎがあったことを認めるよう求め るのみで、帳簿書類の提示には至らなかった。乙は、進展は見込めないと判断し、甲会長か ら、次回調査を同月14日午前10時に行う旨の了承を得るとともに、その際には第三者に 来てもらわないとの言質を得て、午後3時30分頃、Iとともに本社を退出し、大阪国税局 に戻った。

Qは、乙及びIから状況の報告を受け、守秘義務に抵触するおそれがあることから録音及び第三者の立会いはやめてもらうことを注意するとともに、調査に協力してもらえるように 粘り強く説得するよう指示した。

イ 9月14日の調査

午前10時頃、乙及びIは、本社に赴き、甲会長の出社を待って本社内に入った。R商工会の事務員の立会いはなかったものの、甲会長は、これまでと同様にテープレコーダーを録音状態で置いていた上、同日付けの質問状(乙1)に文書で回答するよう求め、また、体調が悪いとして診断書を示し、帰宅したい旨申し出た。乙は、上記質問状を受け取ったが、文書により回答するか否かを含めて検討する旨述べ、甲会長の体調に配慮してこの日の調査は行わないことにして、本社を退出した。

なお、次回調査日については、甲会長の病院の検査が終わった同月27日に電話で打ち合わせた結果、翌28日午前11時から帳簿の置いてあるO支店において実施することになった。

ウ 9月28日の調査

午前11時頃、乙及びIは、〇支店を訪れた。甲会長から、質問状の回答を聞かせてほしい旨の申出があったが、机上にはテープレコーダーが録音状態で置かれていたことから、これまでと同様に録音の中止を要請したところ、甲会長は、質問状に対し文書による回答がされるならテープを止めると言って、いったん録音を中止したものの、乙が口頭で回答しようとしたため、再び録音を始めた。乙は、録音を中止するよう再三要請したが、甲会長はこれに応じず、帳簿書類の提示に至らなかった。乙及びIは、次回調査を10月5日午後1時に行う旨の了承を得て同支店を退出し、大阪国税局に戻り、Qに状況を報告した。Qは、調査に協力してもらえるように粘り強く説得するよう指示を与えた。

エ 10月5日の調査

午後1時頃、乙及びIは、O支店に赴いたが、この日もテープレコーダーが録音状態となっていた。乙は、録音の中止を要請したが、甲会長がこれに全く応じず質問状への回答を要求するのみであったことから、調査を進めるため、やむなく口頭で任意調査の範囲内である旨回答した。ところが、甲会長は、これに納得せず、調査への協力を拒絶した。乙及びIは、甲会長が興奮してきたことから、いったん同支店を出て、午後2時25分頃、同支店に戻り、再び説得を続けたところ、甲会長は、次回からは録音はしないと約束する旨述べ、提示が必要な帳簿等をあらかじめ伝えられれば用意するが、帳簿書類のことはよく分からないとしてR商工会の事務員の立会いを希望した。これに対し、乙は、第三者が税務調査に立ち会った場合、職員らが守秘義務違反を問われるおそれがあること、立ち会った者が税理士法の税理

士業務の制限に抵触するおそれがあることから、立会いは困る旨伝えた上で、R商工会の事務員が帳簿の記帳に関与したのであれば、疑問が生じた場合には個別に説明を求めることで対応する旨述べた。なお、乙は、調査への協力等に関する法律上の根拠を理解してもらうための資料を手渡そうとしたが、受領を拒否された。乙及びIは、次回調査を同月12日午後1時と約束して同支店を退出した。

オ 10月12日の調査

午後1時頃、乙及びIは、O支店に赴いたが、従前と同様にテープレコーダーが録音状態で置かれていた上、甲会長は、乙に対し、これまでの説明で納得できない点があるとして、同日付けの質問状(乙2)に文書で回答するよう求め、録音を中止するよう求められても応じなかった。乙は、帳簿書類の提示を求め、調査への協力を要請するとともに、調査に協力してもらえない場合、法人税の青色申告承認が取り消されたり、消費税の仕入税額控除が認められなくなるなど、原告に不利益となる旨説明した。さらに、乙は、上記質問状について口頭で回答したが、甲会長は、これに納得できないとして、調査への協力を拒否した。乙は、関係条文をまとめた文書を置き、不明な点については連絡してもらえば説明する旨を伝え、同支店から退出しようとしたが、上記文書の受領を拒絶されたため、これを持ち帰った。ここに至り、乙は、これ以上調査への協力を取り付けるのは不可能であり、青色申告承認取消し等もやむを得ないと考えるようになった。

カ 職員らの協議と10月29日の電話

10月中旬から下旬にかけて、職員らは、原告に対する今後の調査の方向性について協議し、その結果、これまでの経緯に照らせば、これ以上説得を続けても進展は見込めず、甲会長に対し更に調査への協力を要請しつつも、これに応じないようであれば、調査を拒否したものとみなして、青色申告承認取消し等の手続を行うとの方針で調査を進めることになった。

10月29日午後1時20分頃、乙は、甲会長に電話をかけ、これまでの調査結果を説明するため面会を求めようとした。しかし、甲会長は、話を聞こうとせず、乙がこのままだと帳簿の提示がないことを前提に今後の調査を進めることになる旨伝えたところ、一方的に電話を切ってしまった。

キ 10月30日付け文書の送付等

Qは、これまでの経緯を踏まえ、原告に対し、正式文書により調査への協力を要請する趣旨で、資料調査第1課長名で「帳簿書類の提示について」と題する10月30日付けの文書(甲14)を送付した。これに対し、原告は、甲会長及び3名の弁護士名で11月2日付けの回答書(乙4)を送付した。同回答書には調査への協力について協議を行う所存である旨の記載があったことから、乙は、甲会長において調査に協力する意思が生じたのかもしれないと考え、真意を確認すべく、同月6日、本社に電話したが、甲会長は不在であったため、G社長に対し、翌日の午前中までに甲会長から電話をいただきたい旨伝言した。しかし、電話はなく、乙は、再度電話したものの、甲会長は不在であったことから、G社長に対し、改めて甲会長から電話をいただきたい旨伝言した。

ク 11月9日の調査

その後も、連絡はなかったことから、乙は、真意を確認すべく、丙とともに本社に赴いたが、甲会長は、乙の入室は認めたものの、丙については認めなかった。乙は、丙が本件調査の主担当者であり本件事案に精通しているとして同席を求めたが、甲会長は、これに応じな

いばかりか、テープレコーダーで録音を開始し、手に持っていた杖を丙の頭上に振り上げて、帰るよう命じるなどした。乙は、このままでは調査に協力する意思はないものと判断せざるを得ず、原告に不利益となる旨説得したが、甲会長に説得に応じる姿勢が全く見られないことから、これ以上調査を継続することは困難であると判断し、協議を行う気持ちがあるならば、同日午後5時までに連絡をくれるよう言い残し、丙とともに本社を退出した。しかし、同時刻までに連絡はなかった。

- (4) 本件青色申告承認取消処分等(前記争いのない事実(3)) 被告は、11月12日付けで本件青色申告承認取消処分を行うとともに、同月13日付けで 本件更正処分等を行った。
- 2 争点1(本件青色申告承認取消処分における取消事由の存否)について
 - (1) 法人税法126条1項は、青色申告の承認を受けた法人に対し、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録すべきことはもとより、これらが行われていたとしても、さらに、税務職員が必要と判断したときにその帳簿書類を検査してその内容の真実性を確認することができるような態勢の下に、帳簿書類を保存しなければならないこととしているというべきであり、法人が税務職員の同法153条の規定に基づく検査に適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて当該帳簿書類を保存していなかった場合は、同法126条1項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当するものというべきである(最高裁平成17年判決)。

そして、法人が税務職員から税務調査において適法に帳簿書類の提示を求められ、これに応じ難いとする理由も格別なかったにもかかわらず、帳簿書類の提示を拒み続けた場合には、当該法人は、上記調査が行われた時点で所定の帳簿書類を保管していたとしても、同法153条に基づく税務職員による帳簿書類の検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存することをしていなかったというべきである。

- (2)ア 原告は、本件調査は違法な調査であったとして、法人税法127条1項1号の該当性を 否定するが、これは、原告には帳簿書類の提示に応じ難いとする理由があった旨の主張と理 解することができる。
 - イ 原告は、9月11日の調査には、(ア) 事前通知を欠いた違法、(イ) 反面調査の補充 性に反した違法、(ウ) 同時複数箇所に臨場した違法がある旨主張する。

しかしながら、税務調査を行う場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等法令上特段の定めのない実施の細目については、当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情に鑑み、質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべきであり、また、実施の日時場所の事前通知、調査の理由及び必要性の個別的、具体的な告知なども、質問検査を行なう上の法律上一律の要件とされているものではない(最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁)。これを9月11日の調査についてみると、Qは、原告が葬儀業を営む法人であって、その業態から顧客との取引に継続性がなく、代金決済は現金で行われることが一般的であることなどから、ありのままの事業の実態、帳簿書類の記帳・記録の保存状況及び現金管理等の経理面の現状を確認する必要があると考え、事前通知なしで調査を実施するよう指示したものであって、事前通知によって証拠を隠滅され

るなど調査の効果をあげることができない場合があると考えられることに鑑みると、事前通知がないことによって業務等を含めた税務調査への対応の準備ができないという原告の不利益を考慮しても、事前通知を欠いたからといって、直ちに同日の調査が社会通念上相当な限度を越えるものであって違法であるということはできない。

また、反面調査(法人税法154条)の調査の順序や方法については特に法令上定められていないから、納税者本人に対する調査をした後で行わなければ許されないとか同時に複数箇所に臨場することが許されないとは解されず、いずれの点からも社会通念上相当な限度を越えるものとして違法となるものではない。

ウ 原告は、9月12日以降の調査について、(ア) 9月11日の調査の「インパクト」を 除去しなかった違法、(イ) 録音を拒んだ違法、(ウ) 第三者の立会いを拒否した違法、(エ) 弁護士の関与を無視・拒絶した違法がある旨主張する。

しかしながら、まず、イに判示したところによれば、9月11日の調査は、事前通知や反面調査の点において、社会通念上相当な限度にとどまる適法な調査であったというべきところ、仮に当該調査が原告にとって「インパクト」のあるものであったとしても、これを「除去」しなかったことにより9月12日以降の調査が違法となるとの法的根拠が不明である。原告は、税務職員には納税者との良好な関係を築くことに腐心するなどの税務調査努力義務があるとして、職員らは、甲会長に対し、インパクトを与えた調査手法をあえて採用した理由を率直に説明し、詫びるところは詫びるなど、信頼関係回復のための努力をすべきであったのに、これを怠った旨主張するようである。しかし、一般に、納税者の自主的な理解、協力を得て円滑な税務調査を行うとの観点から、調査担当者において可能な努力をすることは好ましいとしても、職員らが甲会長に謝罪しなかったことなどで上記努力を怠ったと原告から見られたからといって、そのことをもって本件調査が社会通念上相当な限度を逸脱した違法な調査であるということはできない。

また、税務調査の録音や第三者の立会いを要求する法令はない上、税務調査の対象には被調査者だけでなく取引先の営業、財産に関わり、守秘義務を負うべき事項が含まれることを考えると、税務調査には録音や第三者の立会いになじまない側面があり、これらを認めるか否かは担当税務職員の合理的な裁量に委ねられているというべきところ、本件全証拠によっても、本件調査において録音等が認められないことによって原告に格別の不利益が生ずるとは認められず、原告において録音等を行う客観的な必要性があったということはできないのに対し、録音等を認めることは守秘義務に抵触するおそれがあることなどにも照らすと、乙らが録音や第三者の立会いを認めなかったことについて裁量の逸脱ないし濫用があるとは認められない。

さらに、乙は、甲会長及び3名の弁護士名による回答書(乙4)を受けて、直接、本社に 電話したり赴いたりしているが、これは、それまで一貫して調査に非協力的であった原告が 調査へ協力することをほのめかす記載をしていたことから、甲会長の真意を確認すべく行っ たものであって、殊更に原告に不利益な措置を講じようとしたものではないから、乙が上記 弁護士に連絡することなく甲会長の意思を確認しようとしたことなどをもって、本件調査が 社会通念上相当な限度を逸脱した違法な調査ということはできない。

エ 結局、本件調査に原告の主張するような違法があったとは認められず、原告に帳簿書類 の提示に応じ難いとする理由があったということはできない。

(3) 原告は、大量の帳簿書類がありながら記帳担当者の同席が排除された本件調査の下では、 帳簿提示に向けて努力していた原告の態度をもって現に提示がされたものと捉えるべきである旨主張する。

しかしながら、甲会長の供述によっても、甲会長の発言は単に帳簿の存在を示したにすぎず、 職員らの面前に帳簿を提示したわけではないところ、前記1の認定事実によれば、甲会長は、 職員らの再三にわたる説得にも応じず、帳簿書類を提示する前提として録音や質問状への回答 等を執拗に求めていたのであり、提示に向けて努力していたなどとは到底いえないから、本件 調査における原告の態度をもって現に提示がされたものと同視することはできない。

なお、原告は、職員らは、本件調査において原告に対し具体的かつ真摯に帳簿の提示を求めておらず、帳簿書類確認努力義務を怠った旨も主張するが、「帳簿書類確認努力義務」なるものの法的根拠は不明である上、前記1の認定事実によれば、乙を始めとする職員らが甲会長に対し本件調査への協力(これが帳簿の提示を前提とするものであることは当然のことであって、多言を要しないところである。)を終始求めていたことは明らかであるから、職員らにおいて原告に対する帳簿の提示要求を怠ったなどということはできない。

(4) そして、前記認定、判示によれば、原告は、9月11日から11月9日までの本件調査の間、職員らから適法に帳簿書類の提示を求められ、これに応じ難いとする理由もなかったにもかかわらず、帳簿書類を提示しなかったものということができる。そうすると、原告は、本件調査が行われた時点で所定の帳簿書類を保管していたとしても、法人税法153条に基づく税務職員による帳簿書類の検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存することをしていなかったものであり、同法126条1項の規定に違反し、同法127条1項1号に該当するものというべきである。

したがって、本件青色申告承認取消処分は適法である。

- 3 争点 2 (本件法人税の更正処分及び本件法人税についての賦課決定処分の基礎となる推計課税 の必要性・合理性の有無) について
 - (1) 推計課税の必要性について

前記認定、判示によれば、原告は、職員らから帳簿書類等の提示を求められ調査に協力するよう要請されたにもかかわらず、正当な理由なくこれに応じなかったものである上、質問状に対する文書による回答を執拗に求めたり、テープレコーダーによる録音に固執するなど、本件調査に対する非協力的な態度をとり続けていたものである。そうすると、被告において、原告に対する質問検査等によってはその所得金額を把握することはできないと判断し、推計の方法によって本件各事業年度の所得金額を算出したことはやむを得なかったものというほかなく、推計の必要性があったものというべきである。

- (2) 推計課税の合理性について
 - ア 被告は、原告の本件各事業年度の所得金額を算定するに当たり、同業者平均の算出営業利益率を適用して推計計算を行っているところ、その同業者は、被告を含む兵庫県下の各税務署長が、大阪国税局長の指示により、法人税の確定申告を行っている者の中から、本件各事業年度のいずれにおいても、(ア) 葬儀業を営んでいること、(イ) 事業年度の中途において開廃業又は休業をしていないこと、(ウ) 法人税の確定申告書について法人税法121条の承認を受けて青色申告書を提出していること、(エ) 本店所在地及び事業所が兵庫県内にあること、(オ) 上記(ア)以外の業種目を兼業していないこと、(カ) 売上金額(損益計算

書の「売上高」に記載されている売上金額及び「雑収入」の金額のうち葬儀業の業務に関連して発生する収入金額との合計額から、売上値引等の金額を控除した金額)が、3億4600万円以上、17億9900万円未満であること(いわゆる倍半基準)、(キ) 作成対象事業年度の法人税又は各事業年度に相当する各課税期間の消費税について、不服申立て又は訴訟が係属中でないことという基準の全てに該当する法人を抽出したものである(別表5-1~5-3。乙5~46、72~74、証人S、同T、同U、弁論の全趣旨)。

- イ 上記抽出基準は、業種・業態の同一性、事業所の所在地及び事業規模の近似性の点において、同業者の類似性を判別する要件として合理的なものである。また、後記エのとおり、大阪国税局長から指示を受けた各税務署においては、上記抽出基準の全てに該当する法人をいわゆる通達回答方式により機械的に抽出したものであって、その抽出過程に恣意が介在したとも認められない。さらに、上記同業者は、いずれも帳簿等の書類の裏付けを有する青色申告者であり、更正等の処分に対して不服申立て等をしている者が除外されていることなどに照らすと、その売上金額等の算出根拠となる資料の正確性も一応担保されているといえる。そして、抽出された同業者の総数は7社であり、同業者の個別性を平均化するに足りる抽出件数であるということができる。
- ウ 原告は、上記抽出基準は業態や兼業の有無の判断が抽出担当者の主観によるもので客観性 に欠け、抽出された同業者の申告内容も信用できない上、同業者の算出営業利率の算定要件 の設定が恣意的、意図的にされている(実際の収入と経費で同業者の算出営業利率を算出す るのではなく、経費のうちから役員報酬、減価償却費、地代家賃等を恣意的に除外して算出 している。)から、被告が用いた同業者平均の算出営業利益率は推計課税の根拠とならない 旨主張する。

しかしながら、抽出に当たり担当者の主観が介在する余地が皆無ではないとしても、本件において抽出作業が特定の意図を持った指示により行われたことを窺わせるに足りる証拠はなく、恣意的な抽出がされたとは認められないから、上記抽出基準に基づく抽出が不合理であるということはできない。

また、抽出された同業者は、いずれも、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならないとされている者であり(法人税法126条1項)、事業年度の中途において開廃業又は休業をしていないことや作成対象事業年度の法人税又は各事業年度に相当する各課税期間の消費税について不服申立て又は訴訟が係属中でないことという基準にも合致する者であるから、その帳簿書類に基づく申告内容については一応の信用性があるというべきである。

さらに、被告は、同業者の営業利益を売上金額から原価及び経費を控除して算出しているものの(別表 $5-1\sim5-3$ 参照)、その経費には役員報酬や地代家賃等が含まれていないが(別表3参照)、これらは取引自体により発生する経費ではなく、必ずしも売上金額に対応しているとはいえないものであるから、実額で個別に認定することも十分に合理性があるというべきであり、被告が用いた同業者平均の算出営業利益率が恣意的、意図的なものとして不合理なものとは認められない。

エ 原告は、本件では抽出過程の再現ができておらず、抽出の正確性・相当性が証明されていない旨主張するが、証拠(乙72~74、証人S、同T、同U)及び弁論の全趣旨によれば、本件においては、いわゆる通達回答方式により、各税務署に備え付けられたコンピューター

に葬儀業の業種番号を入力して各管内にある葬儀業を営む法人を抽出した上、当該法人の本件各事業年度の確定申告書及び同申告書に添付された決算書等を確認して同業者の選定が行われていたことが認められ、その抽出作業は恣意が介在することなく機械的にされたものであるから、その抽出過程には合理性があり、正確性等に問題があるとはいえない。

- オ 甲会長は、葬儀業者としての原告の特色や営業努力の点を供述し(甲122の陳述書を含む。)、本件各事業年度の所得金額の推計はこれらを考慮していないとして、その合理性を否定するかのようであるが、原告がその特色等の故に全体として同業者の平均値を超える経費を要するものであることを認めるに足りる客観的な証拠はないから、原告の特色等をもって上記推計の合理性を否定することはできない。
- カ 前記認定、判示によれば、被告が本件各事業年度につき同業者平均の算出営業利益率を適用して原告の本件各事業年度の所得金額を推計したことは合理性があるというべきである。
- 4 争点3(本件消費税等の更正処分における仕入税額控除否認の適否)について
 - (1) 事業者が、消費税法30条7項に規定する帳簿又は請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、同法62条に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、同法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合」に当たるというべきである(最高裁平成16年判決)。
 - (2) 原告は、最高裁平成16年判決は不当であり、本件に当てはめることはできない、仕入税 額控除事由の存在が肯定されるのは、税務当局側が調査の全過程を通じて帳簿の保存を確認す るために社会通念上当然に要求される以上の努力を行ったにもかかわらず、その確認を行うこ とが一方的に納税者側の理由でできなかった場合と考えるのが相当であるなどとるる主張す るが、独自の見解であって採用することはできない。
 - (3) そして、前記認定、判示によれば、原告は、職員らから帳簿書類の提示を求められ、その求めに特に違法な点はなく、これに応じ難いとする理由もなかったにもかかわらず、帳簿書類を提示せず調査に協力しなかったというのであるから、原告が、消費税法62条に基づく税務職員による上記帳簿又は請求書等の検査に当たり、適時に提示することが可能なように態勢を整えてこれらを保存していたということはできず、同法30条7項にいう「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合」に該当するものというべきである。

したがって、本件消費税等の更正処分において仕入税額の控除が認められなかった点につき 違法はない。

- 5 争点4 (実額反証の成否) について
 - (1) 前記認定、判示のとおり、本件法人税の更正処分及び本件法人税についての賦課決定処分については推計課税の必要性及び合理性が認められるところ、原告が実額反証によってその適法性を覆すためには、原告の主張する所得金額が真実に合致すること、すなわち、その主張する収入金額が全ての取引先からの全ての取引についての収入金額(総収入金額)であること、その収入に対応する必要経費が実際に支出されたこと、その必要経費がその収入金額と対応するものであることの三要件を合理的な疑いを容れない程度に立証する必要がある。
 - (2) 原告は、本件各事業年度の総収入及び必要経費は別表 $6-1\sim6-3$ のとおりであるところ、原告においては正規の簿記の原則に従い複式簿記の方式によって作成された会計帳簿が完

備しており、裏付け原始資料の有無にかかわらず同帳簿記載の信頼性は高いから、その立証は 十分である旨主張する。

しかしながら、複式簿記の方式によって作成された会計帳簿が存在するからといって直ちにその信用性が認められるわけではなく、これが肯定されるためには当該帳簿の記載内容が原始資料等によって客観的に裏付けられている必要があるというべきところ、原告の主張によっても、本件各事業年度の総勘定元帳(甲A1~3の各1~4)記載の全ての取引が原始資料によって裏付けられているわけではなく、原始資料の裏付けのない必要経費の割合が、平成10年9月期には取引数全体の33.5%、取引金額全体の19.2%、平成11年9月期には取引数全体の35.9%、取引金額全体の18.7%を占めており(別表6-1~6-3)、必要経費と収入金額との対応関係に関しても、個別の葬儀の各取引につき原始資料の裏付けのないものの割合が、平成10年9月期には取引数全体の37.9%、取引金額全体の13.9%、平成11年9月期には取引数全体の37.9%、取引金額全体の13.9%、平成11年9月期には取引数全体の37.9%、取引金額全体の13.9%、下成10年9月期には取引数全体の37.9%、取引金額全体の13.9%、下成11年9月期には取引数全体の37.4%、取引金額全体の13.7%、平成12年9月期には取引数全体の35.9%、取引金額全体の13.7%、平成12年9月期には取引数全体の35.9%、取引金額全体の13.7%、平成12年9月期には取引数全体の35.9%、取引金額全体の14.6%を占めているというのである(別表7)。原告は、裏付け原始資料のない元帳記載の取引の割合は、取引数ベース、金額ベースともに相当程度低い旨主張するが、そのように解することはできず、上記割合は看過できない程度のものというべきである。

原告は、このような記載についても、勘定科目の内容によっては原始資料がなくても特に不自然ではないものが存在することや原告における記帳体制などからすると、その信用性は高い旨主張する。しかし、仮に、原始資料がなくても不自然ではないものがあるとしても、それは一部の勘定科目にすぎない上、不自然ではないということから当然に当該帳簿の記載内容が信用できるということにもならない。原告は、自己の記帳体制について詳細に主張し、原告の担当者ら(V、W)もそれに沿う証言(甲119、121の陳述書を含む。)をするが、そもそも一般的な記帳体制をもって直ちに個別の帳簿記載の信用性を肯認することは無理であって、帳簿の真実性や正確性が認められるためには、原始資料によって当該帳簿の記載内容が照合され当該原始資料に係る取引の存在が確認できることが大原則というべきところ、本件全証拠によっても、上記原始資料の裏付けを欠く部分について、当該帳簿の記載の信用性を肯定するには足りないというほかない。

- (3) 結局、本件において、原告の主張する必要経費の支出及び必要経費と収入金額との対応関係について、合理的な疑いを容れない程度に証明されたとはいえないものである(なお、原告は、証明の程度は「真実の高度の蓋然性」で足りる旨主張するが、仮にそうであるとしても、本件において当該程度の証明がされたと認めることはできない。)。原告の実額反証は認められない。
- 6 本件更正処分等の適法性について
 - (1) 被告の主張する本件更正処分等の根拠は、以下のとおりである。
 - ア 本件法人税の更正処分について
 - (ア) 算出所得金額

本件各事業年度につき、それぞれ、原告の法人税確定申告書に記載されたとおりの売上金額(別表 3 ①)を認め、これに同業者の平均算出営業利益率(同②、別表 $5-1\sim5-3$)を乗じて算出した営業利益金額(別表 3 ③)から、上記申告書に記載された役員報酬、

地代家賃(賃借料)、建物等の減価償却費及び租税公課(同④)を減じ(同⑤)、これに上記申告書に記載された受取利息及び雑収入(同⑥)を加え、上記申告書に記載された支払利息割引料及び雑損失(同⑦)を減じて税引前当期純利益(同⑧)を算出し、法人税法上の申告調整(同⑨)を行った上、未納事業税(同⑩)を減じて所得金額(同⑪)を算出した。

(イ) 納付すべき法人税額

a 平成10年9月期

算出所得金額(1000円未満の端数を切り捨てたもの[国税通則法118条1項]。以下同じ。)8970万7000円について、年800万円以下の金額に100分の28を乗じた金額と年800万円を超過する金額に100分の37.5を乗じた金額とを加えると(平成10年法律第24号による改正前の法人税法66条1項、2項)、法人税額は3288万0125円となる。ここから上記申告書に記載された控除所得税額8万8146円を減じると、税額(100円未満の端数を切り捨てたもの[国税通則法119条1項]。以下同じ。)は3279万1900円となり、これと当初申告税額758万0300円との差額2521万1600円が、差引納付税額となる。

b 平成11年9月期

算出所得金額1億0259万3000円について、年800万円以下の金額に100分の25を乗じた金額と年800万円を超過した金額に100分の34.5を乗じた金額とを加えると(平成18年法律第10号による改正前の法人税法66条1項、2項)、法人税額は3463万4585円となる。ここから上記申告書に記載された控除所得税額29万6683円を減じると、税額は3433万7900円となり、これと当初申告税額773万4600円との差額2660万3300円が、差引納付税額となる。

c 平成12年9月期

算出所得金額1億1162万9000円について、年800万円以下の金額に100分の22を乗じた金額と年800万円を超過した金額に100分の30を乗じた金額とを加えると(平成18年法律第10号による改正前の法人税法66条1項、2項、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項)、法人税額は3284万8700円となる。ここから上記申告書に記載された控除所得税額1万1054円を減じると、税額は3283万7600円となり、これと当初申告税額1411万8900円との差額1871万8700円が、差引納付税額となる。

イ 本件法人税についての賦課決定処分について

(ア) 期限内申告書の提出があった場合に、更正がされ、当初の申告書が結果的に過少となったときには、その更正により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされ(国税通則法65条1項)、納付すべき税額が期限内申告額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、上記で計算した金額に、その超える部分に相当する金額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされている(同条2項)。

(イ) 過少申告加算税の額

a 平成10年9月期

前記ア(イ) a の差引納付税額2521万1600円(ただし、1万円未満の端数は切り捨てる[国税通則法118条3項]。以下同じ。)に100分の10を乗じると、252万1000円となる。また、上記2521万1600円は期限内申告税額766万8446円を1754万3154円超えるので、同金額(ただし、1万円未満の端数は切り捨てる[同項]。以下同じ。)に100分の5を乗じると87万7000円となり、これを上記252万1000円に加えた339万8000円が、過少申告加算税の額となる。

b 平成11年9月期

前記ア(イ) b の差引納付税額2660万3300円に100分の10を乗じると、266万円となる。また、上記2660万3300円は期限内申告税額803万1283円を1857万2017円超えるので、同金額に100分の5を乗じると92万8500円となり、これを上記266万円に加えた358万8500円が、過少申告加算税の額となる。

c 平成12年9月期

前記ア(イ) c の差引納付税額1871万8700円に100分の10を乗じると、187万1000円となる。また、上記1871万8700円は期限内申告税額1412万9954円を1857万2017円超えるので、同金額に100分の5を乗じると22万9000円となり、これを上記187万1000円に加えた210万円が、過少申告加算税の額となる。

ウ 本件消費税等の更正処分について

(ア) 納付すべき消費税額

本件各課税期間につき、それぞれ、原告の消費税確定申告書に記載されたとおりの売上金額(税抜き課税売上高)を認め、その1000円未満の端数を切り捨てた課税標準額(国税通則法118条1項。別表2-1~2-3の「更正処分等」欄①)に税率100分の4(消費税法29条)を乗じると、消費税額(同欄②)が算出されるところ、本件においては課税仕入れに係る消費税額の控除は認められず(同欄③)、差引税額は上記課税標準額に対する消費税額と同額となる(同欄⑤)。これと当初申告税額(同欄⑥)との差額が、差引納付税額(同欄⑦)となる。

(イ) 納付すべき地方消費税額

本件各課税期間につき、それぞれ、消費税額を課税標準額として(地方税法72条の82。同欄®)、税率100分の25(同条の83)を乗じ、100円未満の端数を切り捨てた金額(同法20条の4の2第3項)が地方消費税額(同欄⑩)となり、これと当初申告額(同欄⑪)との差額が、差引納付税額(同欄⑫)となる。

エ 本件消費税等についての賦課決定処分について

前記イと同様に、国税通則法65条1項、2項等に従って過少申告加算税の額を算出すると、以下のとおりとなる。

(ア) 平成10年9月課税期間

差引納付税額の合計2318万1400円(別表2-1の「更正処分等」欄③) に100分の10を乗じると、231万8000円となる。また、上記2318万1400円は期限内申告税額の合計795万1100円(別表2-1の「既に納付の確定した消費税額」

欄⑥と「既に納付の確定した譲渡割額」欄⑪との合計)を1523万0300円超えるので、同金額に100分の5を乗じると76万1500円となり、これを上記231万800円に加えた307万9500円が、過少申告加算税の額となる。

(イ) 平成11年9月課税期間

差引納付税額の合計2431万3900円(別表2-2の「更正処分等」欄③)に100分の10を乗じると、243万1000円となる。また、上記2431万3900円は期限内申告税額の合計773万3600円(別表2-2の「既に納付の確定した消費税額」欄⑥と「既に納付の確定した譲渡割額」欄⑪との合計)を1658万0300円超えるので、同金額に100分の5を乗じると82万9000円となり、これを上記243万100円に加えた326万円が、過少申告加算税の額となる。

(ウ) 平成12年9月課税期間

差引納付税額の合計3333万5100円(別表2-3の「更正処分等」欄③)に100分の10を乗じると、333万3000円となる。また、上記3333万5100円は期限内申告税額の合計841万4500円(別表2-3の「既に納付の確定した消費税額」欄⑥と「既に納付の確定した譲渡割額」欄⑪との合計)を2492万0600円超えるので、同金額に100分の5を乗じると124万6000円となり、これを上記333万3000円に加えた457万9000円が、過少申告加算税の額となる。

(2) 前記各争点に関連する部分を除き、被告の主張する上記金額及び計算関係については、原告も特に争っておらず、原告の納付すべき税額等は上記(1)のとおりであると認めることができる。そうすると、本件更正処分等は、いずれも、上記各金額の範囲内(本件消費税等の更正処分及び本件消費税等についての賦課決定処分については同額)でされたものであるから、適法である。

第5 結論

以上の次第で、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 栂村 明剛

裁判官 木太 伸広

裁判官 小西 俊輔

課税の経緯(法人税)

平成10年9月期

単位:円

	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求
項目		平成10年11月19日	平成13年11月13日	平成13年11月20日	平成14年2月19日	平成14年3月11日
所得金額	1	22, 476, 206	70, 486, 180	22, 476, 206		22, 476, 206
①に対する税額	2	7, 668, 500	25, 672, 250	7, 668, 500	棄	7, 668, 500
控除所得税額	3	88, 146	88, 146	88, 146		88, 146
差引所得に対する法人税額	4					
(2-3)		7, 580, 300	25, 584, 100	7, 580, 300		7, 580, 300
既に納付の確定した本税額	5	4, 046, 500	7, 580, 300	4, 046, 500	却	4, 046, 500
差引納付すべき法人税額	6					
(4-5)		3, 533, 800	18, 003, 800	3, 533, 800		3, 533, 800
過少申告加算税	7		2, 316, 500			

平成11年9月期

単位:円

	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求
項目		平成11年11月22日	平成13年11月13日	平成13年11月20日	平成14年2月19日	平成14年3月11日
所得金額	1	25, 482, 701	96, 812, 967	25, 482, 701		25, 482, 701
①に対する税額	2	8, 031, 290	32, 640, 140	8, 031, 290	棄	8, 031, 290
控除所得税額	3	296, 683	296, 683	296, 683		296, 683
差引所得に対する法人税額	4					
(2-3)		7, 734, 600	32, 343, 400	7, 734, 600		7, 734, 600
既に納付の確定した本税額	5	3, 790, 100	7, 734, 600	3, 790, 100	却	3, 790, 100
差引納付すべき法人税額	6					
(4-5)		3, 944, 500	24, 608, 800	3, 944, 500		3, 944, 500
過少申告加算税	7		3, 288, 500			

平成12年9月期

単位:円

	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求
項目		平成12年11月9日	平成13年11月13日	平成13年11月20日	平成14年2月19日	平成14年3月11日
所得金額	1	45, 138, 665	100, 590, 201	45, 138, 665		45, 138, 665
①に対する税額	2	12, 901, 400	29, 537, 000	12, 901, 400	棄	12, 901, 400
留保所得金額	3	12, 286, 000	0	12, 286, 000		12, 286, 000
③に対する税額	4	1, 228, 600	0	1, 228, 600		1, 228, 600
控除所得税額	(5)	11, 054	11, 054	11, 054		11, 054
差引所得に対する法人税額	6					
(2+4-5)		14, 118, 900	29, 525, 900	14, 118, 900		14, 118, 900
既に納付の確定した本税額	(5)	3, 867, 300	14, 118, 900	3, 867, 300	却	3, 867, 300
差引納付すべき法人税額	6					
(4-5)		10, 251, 600	15, 407, 000	10, 251, 600		10, 251, 600
過少申告加算税	7		1, 603, 500		·	

課税の経緯 (消費税等)

平成10年9月期

単位:円

					[区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求
項目	1						平成10年11月19日	平成13年11月13日	平成13年11月20日	平成14年2月19日	平成14年3月11日
	課税	i k	票	準	額	1	622, 651, 000	622, 651, 000	622, 651, 000		622, 651, 000
	消	費	秃	兑	額	2	24, 906, 040	24, 906, 040	24, 906, 040		24, 906, 040
	控除対	寸 象	仕	入 税	額	3	18, 545, 130	0	18, 545, 130	棄	18, 545, 130
SAIX	返還等	対価	に存	系る称	額	4	0	0	0		0
消費税	差	引	秃	兑	額	(5)					
彻	((2	2)-(3	3)—	(4)			6, 360, 910	24, 906, 040	6, 360, 910		6, 360, 910
	既に納付	の確認	定し†	た消費	兇額	6	3, 708, 600	6, 360, 900	3, 708, 600		3, 708, 600
	納付	す~	ં કે	き税	額	7					
		(⑤-	-6)			2, 652, 300	18, 545, 100	2, 652, 300		2, 652, 300
	課税標準	隼とか	なる	消費利	泊額	8	6, 360, 900	24, 906, 000	6, 360, 900		6, 360, 900
1.1	還付	譲	渡	割	額	9	0	0	0		0
地方消費税	納付	譲	渡	割	額	10	1, 590, 200	6, 226, 500	1, 590, 200	却	1, 590, 200
骨 穏	既に納付	の確定	定した	た譲渡	割額	(1)	927, 000	1, 590, 200	927, 000		927, 000
1)4	納付す	~ ~ ;	き譲	渡割	割額	12					
		(10)-	-(11))			663, 200	4, 636, 300	663, 200		663, 200
差引	差引納付すべき合計税額 ③			13							
	((7)+(1	2)				3, 315, 500	23, 181, 400	3, 315, 500		3, 315, 500
過	少申	告	加	算	税	<u>(14)</u>		3, 079, 500			

単位:円

課税の経緯 (消費税等)

平成11年9月期

			_		[区分	傩疋甲台	史止処分等	英議甲立て	 	畨盆詴氺
項目							平成11年11月22日	平成13年11月13日	平成13年11月20日	平成14年2月19日	平成14年3月11日
	課	税	標	準	額	1	640, 951, 000	640, 951, 000	640, 951, 000		640, 951, 000
	消	費		税	額	2	25, 638, 040	25, 638, 040	25, 638, 040		25, 638, 040
	控	除対	象台	士入利	说 額	3	19, 451, 078	0	19, 451, 078	棄	19, 451, 078
Salz	返過	還等対	価に	に係る	税額	4	0	0	0		0
消費税	差	引		税	額	5					
176		(2)-	-3	-4)			6, 186, 962	25, 638, 040	6, 186, 962		6, 186, 962
	既に	納付の	確定	した消費	貴税額	6	4, 770, 600	6, 186, 900	4, 770, 600		4, 770, 600
	納	付す	ベ	き移	总額	7					
		((5)-(<u>6</u>)			1, 416, 300	19, 451, 100	1, 416, 300		1, 416, 300
	課利	说標準。	とな	る消費	税額	8	6, 186, 900	25, 638, 000	6, 186, 900		6, 186, 900
Lih	還	付 言	襄	渡割	額	9	0	0	0		0
地方消費税	納	付 詞	赛 `	渡割	額	10	1, 546, 700	6, 409, 500	1, 546, 700	却	1, 546, 700
費税	既に	納付の	確定	した譲渡	度割額	11)	1, 192, 500	1, 546, 700	1, 192, 500		1, 192, 500
,,,	納亻	付す~	ヾき	譲渡	割額	12					
		((1	.0 —	11)			354, 200	4, 862, 800	354, 200		354, 200
差引	納	付す~	ヾき	合計	税額	13					
		(7)-	+(12))			1, 770, 500	24, 313, 900	1, 770, 500		1, 770, 500
過	少	申台	寺 カ	加算	税	14		3, 260, 000			

課税の経緯 (消費税等)

亚成19年9日期

過少申告加算税

14)

平成	平成12年9月期 単位:円								
		区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求		
項目		_	平成12年11月9日	平成13年11月13日	平成13年11月20日	平成14年2月19日	平成14年3月11日		
	課 税 標 準 額	1	834, 994, 000	834, 994, 000	834, 994, 000		834, 994, 000		
	消 費 税 額	2	33, 399, 760	33, 399, 760	33, 399, 760		33, 399, 760		
	控除対象仕入税額	3	26, 668, 071	0	26, 668, 071	棄	26, 668, 071		
. No.	返還等対価に係る税額	4	0	0	0		0		
消費税	差 引 税 額	(5)							
竹儿	(2-3-4)		6, 731, 689	33, 399, 760	6, 731, 689		6, 731, 689		
	既に納付の確定した消費税額	6	4, 640, 100	6, 731, 600	4, 640, 100		4, 640, 100		
	納付すべき税額	7							
	(5-6)		2, 091, 500	26, 668, 100	2, 091, 500		2, 091, 500		
	課税標準となる消費税額	8	6, 731, 600	33, 399, 700	6, 731, 600		6, 731, 600		
1.1	還 付 譲 渡 割 額	9	0	0	0		0		
地方消費税	納 付 譲 渡 割 額	10	1, 682, 900	8, 349, 900	1, 682, 900	却	1, 682, 900		
円費 和	既に納付の確定した譲渡割額	11)	1, 159, 800	1, 682, 900	1, 159, 800		1, 159, 800		
176	納付すべき譲渡割額	12							
	(10-11)		523, 100	6, 667, 000	523, 100		523, 100		
差引	川納付すべき合計税額	13							
	(7+12)		2, 614, 600	33, 335, 100	2, 614, 600		2, 614, 600		

4,579,000

原告の所得金額の計算

(単位:円)

					(井 小・ 1)
項目		事業年度	平成10年 9月期	平成11年 9月期	平成12年 9月期
1)	売 上	金額	706, 678, 227	691, 919, 849	899, 927, 004
2	同業者平均の算	出営業利益率(%)	22. 44%	22. 37%	21. 35%
3(1×2)	算 出 営 業	美利 益 金 額	158, 578, 594	154, 782, 470	192, 134, 415
	売上原価、販売費 及び一般管理費か	役 員 報 酬	12, 000, 000	12, 000, 000	19, 200, 000
	ら除いた経費	地代家賃 (賃借料)	14, 088, 655	14, 198, 415	14, 612, 240
4		建物等の減価償却費	6, 857, 837	8, 232, 810	7, 953, 045
		租 税 公 課	21, 920, 249	16, 686, 344	17, 015, 261
		小計	54, 866, 741	51, 117, 569	58, 780, 546
\$ (3-4)	営業利益金額		103, 711, 853	103, 664, 901	133, 353, 869
	営業外収益	受 取 利 息	587, 646	1, 977, 887	73, 696
6		雑 収 入	2, 800, 000	22, 530, 533	19, 514, 945
		小計	3, 387, 646	24, 508, 420	19, 588, 641
	営業外損失	支払利息割引料	9, 190, 776	9, 531, 430	7, 524, 390
7		雑 損 失	8, 318, 423	7, 918, 190	24, 028, 963
		小計	17, 509, 199	17, 449, 620	31, 553, 353
8 (5+6-7)	税 引 前 当	斯 純 利 益	89, 590, 300	110, 723, 701	121, 389, 157
	別表四加算額	損金の額に算入した法人税(附帯税を除く)	_	77, 100	1
		損金の額に算入した道府県民税(利子割を除く)及び市町村民税	_	738, 500	_
9		損金の額に算入した道府県民税利子割	29, 382	98, 894	3, 685
		法人税額から控除される所得税額	88, 146	296, 683	11, 054
		小計	117, 528	1, 211, 177	14, 739
10	別表四減算額	未 納 事 業 税		9, 341, 000	9, 774, 100
40		小計	_	9, 341, 000	9, 774, 100
11) (8+9-10)	所 得	金額	89, 707, 828	102, 593, 878	111, 629, 796